

議員全員協議会会議録

令和 2 年 2 月 1 4 日

宮 古 市 議 会

令和2年3月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(2月14日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
説明事項(1)	3
説明事項(2)	5
そ の 他	10
閉 会	14

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時

令和2年2月14日（金曜日） 午前10時00分

場 所

議事堂 委員会室

○

事 件

〔説明事項〕

- （１）令和2年度宮古市一般会計及び特別会計当初予算（案）について
- （２）令和2年度議会費当初予算案について
- （３）その他

出席議員（21名）

1 番 白 石 雅 一 君
3 番 西 村 昭 二 君
5 番 小 島 直 也 君
7 番 熊 坂 伸 子 君
9 番 橋 本 久 夫 君
11 番 佐々木 重 勝 君
13 番 坂 本 悦 夫 君
15 番 竹 花 邦 彦 君
17 番 松 本 尚 美 君
19 番 藤 原 光 昭 君
21 番 工 藤 小 百 合 君

2 番 木 村 誠 君
4 番 畠 山 茂 君
6 番 鳥 居 晋 君
8 番 佐々木 清 明 君
10 番 伊 藤 清 君
12 番 高 橋 秀 正 君
14 番 長 門 孝 則 君
16 番 落 合 久 三 君
18 番 加 藤 俊 郎 君
20 番 田 中 尚 君
22 番 古 舘 章 秀 君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

説明事項（1）

市 長 山 本 正 徳 君
副 市 長 桐 田 教 男 君
財 政 課 長 箱 石 剛 君

副 市 長 佐 藤 廣 昭 君
総 務 部 長 伊 藤 孝 雄 君
財 政 係 長 山 本 恭 彦 君

議会事務局出席者

事 務 局 長 菊 地 俊 二
主 査 前 川 克 寿

次 長 松 橋 かおる

開 会

午前9時54分 開会

○議長（古舘章秀君） 定刻より少し早いですが揃いましたので始めたいと思います。

改めましておはようございます。ただいまから議員全員協議会を開会します。

ただいままでの出席は21名でございます。会議は成立しております。

○

説明事項（１） 令和２年度宮古市一般会計及び特別会計当初予算（案）について

○議長（古舘章秀君） それでは次第に従いまして会議を進めてまいります。

説明事項の１、令和２年度宮古市一般会計及び特別会計当初予算案について説明願います。

山本市長。

○市長（山本正徳君） 改めておはようございます。

令和２年度の宮古市一般会計及び特別会計の当初予算案について、説明をさせていただきたいと思います。

令和２年度の当初予算は、東日本大震災からの復興完遂として、未来を切り開くまちづくり、宮古創生を実現するための取り組みを行うことはもちろんのこと、併せまして平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号の災害対策として、被災者及び被災事業者への支援、道路河川等の復旧についても、迅速かつ着実に進める予算編成を行ったところでございます。

また、通常分につきましても、新たな総合計画に掲げる各種事業、特にも教育・産業の充実や健康寿命を平均寿命に近づける取り組み、出会い・結婚・出産・子育ての支援など、「安定した仕事を持って子どもを幸せに育てられるまち」の実現に向けた取り組みを着実に実行するための予算編成を行ったところでございます。

それでは資料のほうをお目通しいただきたいというふうに思います。

資料の１ページでございます。第１表、令和２年度予算集計表をごらんいただきたいと思います。

（１）一般会計の予算額は（Ａ）欄になります。349億6,700万円を計上するものでございます。

（２）特別会計は、国民健康保険事業勘定特別会計ほか13会計で、総額は148億2,764万5,000円を計上するものでございます。

（３）公営企業会計は、水道事業会計及び下水道事業会計で、あわせて63億2万4,000円を計上するものでございます。以上、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた17会計の令和２年度の当初予算の総額は、560億9,466万9,000円になります。

続きまして、25ページのほうをごらんいただきたいと思います。この資料でございますが、私がマニフェストに掲げました代表的な事業につきまして、令和２年度における予算措置の状況を示したものでございます。掲載いたしました18事業につきましては、着実に実行してまいります。

私からの説明は以上とさせていただきます。一般会計当初予算案の概要につきましては、総務部長のほうから説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（古舘章秀君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤孝雄君） それでは私のほうから説明をさせていただきます。

まず初めに、令和２年度当初予算編成の指標となります、国の令和２年度地方財政計画のポイントについてご説明いたしますので、先ほどの資料の最後のページ、26ページをごらんいただきたいと思います。

国におきましては、令和２年度の地方財政への対応に当たって、通常収支分と東日本大震災分に区別して、

予算編成を行っております。通常収支分につきましては、地方の財政運営に必要となります一般財源の総額を、令和元年度の水準を実質的に確保することを基本として、歳入では臨時財政対策債を前年度から抑制する一方、地方税が増収する中で、地方交付税について前年度を0.4兆円上回る16.6兆円を確保するなど、一般財源の総額を前年度を0.7兆円上回る63.4兆円としているところでございます。

歳出では、地方法人課税の偏在是正財源を活用した地方創生のための新たな歳出枠、地域社会再生事業費を創設するとともに、防災・減災対策の推進のため、新たに緊急浚渫推進事業費が計上されるなど、国土強靱化対策を加速化するための財源措置が講じられたところでございます。

東日本大震災分につきましては、復興創生期間においても、通常収支分と別枠で整理し、被災団体が全力で取り組めるよう、所要の事業費を所要の事業費及び財源を確保することとしており、被災された方々の健康・生活支援、住宅再建、復興まちづくり、産業なりわいの再生に係る復興交付金及び震災復興特別交付税を措置しております。

それでは一般会計当初予算案の概要について説明をさせていただきます。別に配付しております、横型の資料をごらんいただきたいと思います。

表紙をめくっていただき、1ページをごらん願います。令和2年度当初予算の編成に当たっては、先ほど市長からもご説明いたしましたとおり、東日本大震災からの復興完遂として未来を切り開く宮古創生を実現するための取り組みを行うこととあわせ、平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号の災害対策、新たな総合計画に掲げる各種事業の実現に向けた取り組みを着実に実行するための予算編成を行ったところでございます。

2ページをごらん願います。当初予算の規模は一般会計で349億6,700万円。令和元年度と比較して14億300万円、3.9%の減額になります。3ページをごらん願います。このグラフは、一般会計予算の推移をあらわしたものでございます。平成25年度をピークに復興事業の進捗とともに、災害対応分の予算が減少し、震災後では1番少ない予算となっております。

歳入のポイントについてご説明いたしますので、4ページをごらん願います。市税は、個人・法人市民税、たばこ税などの減額により、54億9,122万4,000円前年度と比較して9,890万4,000円の減額。市債は、田老庁舎移転新築事業、花輪保育所整備事業、防災行政無線整備事業などの終了により、40億7,020万円。前年度と比較して、11億5,890万円の減額。地方交付税は公債費の増額などによる普通交付税の増額により、121億7,868万9,000円前年度と比較して2億4,374万円の増額となっております。

歳出のポイントについてご説明いたしますので、5ページをごらん願います。災害復旧費を含めた投資的経費は、庁舎跡地整備事業、河南中学校擁壁改修工事などが増額となる一方、道路・河川施設災害復旧事業、田老庁舎移転新築事業、花輪保育所整備事業などの減額により60億6,929万9,000円、前年度と比較して、25億9,603万6,000円の減額。公債費は、平成28年台風第10号災害復旧事業に係る災害復旧事業債、宮古地区広域行政組合ごみ焼却施設改良事業負担金に係る衛生費の償還開始による増額により、32億6,895万3,000円。前年度と比較して1億4,710万3,000円の増額となっております。

主要事業についてご説明いたしますので、6ページをごらん願います。東日本大震災関連事業でございますけれども、復興関連道路の整備として7億4,423万7,000円。庁舎跡地整備事業として7億7,369万円。台風関連では、被災者・被災事業者への支援として、2億2,663万4,000円を計上したところでございます。

7ページをごらん願います。産業振興では産業用地整備事業として3,800万円、海産物等地域ブランド化販売促進事業として603万5,000円、重茂味ロード魅力発信事業として2,912万8,000円、森林環境譲与税活用事業と

して3,396万9,000円を計上したところでございます。

8ページをごらん願います。子育て支援の推進では、国民健康保険税の子どもの均等割減免として1,238万6,000円、副食費給付事業として4,150万8,000円、子ども・子育て幸せ基金事業として1,981万9,000円を計上したところでございます。

9ページをごらん願います。教育環境の整備では、育英事業として6,822万8,000円、学校支援推進事業として1,254万3,000円、学力向上事業として1,117万8,000円を計上したところでございます。なお、育英事業については、奨学資金貸付制度を改正し、新たな区分で奨学資金の貸し付けを行ってまいります。

10ページをごらん願います。生活環境と道路交通網の整備では、復興関連道路を除いた道路改良事業として4億2,635万円、公共交通利用環境整備事業として1,260万円、携帯電話不感地域解消事業として4,095万3,000円を計上したところでございます。

11ページをごらん願います。健康生きがいつくりの推進では、予防接種事業として1億4,170万5,000円、健康公園整備事業として4,120万円を計上したところでございます。その他事業では、復興オリパラ推進事業として1,239万2,000円、道の駅施設機能強化事業として1億3,230万円を計上したところでございます。

12ページは市長のマニフェスト事業の予算計上の状況について主なものを掲載しております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（古舘章秀君） 説明が終わりました。この件につきまして、個別の事業についての質問は予算特別委員会で質問していただきますので、概略的なことについてのみ質問をしていただきたいと思います。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶもの多数〕

○議長（古舘章秀君） ほかになければこの件についてはこれで終わります。説明は退席願います。

○

説明事項（２） 令和２年度議会費当初予算案について

○議長（古舘章秀君） 次に説明事項の２、令和２年度議会費当初予算案についてを説明願います。

菊地事務局長。

○議会事務局長（菊地俊二君） はい。それでは令和２年度の議会費当初予算について説明をいたします。資料のほうをごらんいただきたいと思います。

令和２年度の議会費につきましては、令和元年度に比べて172万5,000円減の2億2,003万7,000円を計上してございます。減額の主なものでございますが、４節の共済費、議員共済給付費負担金の減によるものが主でございます。それではそれぞれの節ごとに、若干説明をさせていただきます。

１節の報酬につきましては、前年度同額の8,568万円を計上してございます。

２節、給料につきましては、60万8,000円の2,572万4,000円を計上しております。

３節、職員手当につきましては50万1,000円増の4,336万9,000円を計上してございます。これは期末手当の増によるものでございます。

４節、共済費につきましては141万8,000円減の3,825万2,000円を計上しております。先ほど申し上げましたように、議員共済給付費負担金、いわゆる議員年金の負担金ということになりますけれども、受給者が年々減少することに伴いまして、これは負担率が毎年低下する、これに伴いまして減額となっているものでございます。

それから7節、報償費につきましては、前年度に比べまして、22万円増の32万円を計上してございます。これにつきましては、昨年度ここで議員研修の講師謝礼金10万円を盛ってございましたが、議員研修についてはちょっと13節委託料のほうに、今回から振り向けたことに伴いまして、10万円を減、増えた分については議会モニターの謝礼金、これにつきまして32万円を計上したところでございます。

すいません。8節になっておりますが、9節旅費でございますが、旅費につきましては10万6,000円減の580万円を計上をしてございます。これにつきましては、令和元年度の支給実績見込みによる減額でございます。なお、それぞれ常任委員会等の視察旅費につきましては、前年並み確保してございます。

9節、交際費につきましては同額、前年度額72万円を計上しております。節が違っておりますが、11節需用費につきましては、前年度、失礼しました。賃金がなくなったことによりまして、節が今年度から上がるそうです。これが正しいものです。申しわけございません。

10節、需用費については、15万1,000円減の681万8,000円を計上しております。主なものにつきましては、印刷製本費、議会だよりの印刷製本費でございます。

11節役務費につきましては、2万円減の92万円を計上しております。

12節、委託料につきましては、627万9,000円を計上しております。このうち1番下にございます。議員研修会講師派遣業務委託料ということで、今年度新たに39万6,000円を計上したところでございます。この委託料につきまして、議員研修の際に中央から講師を及ぶ場合、やはりなかなか直接講師を探す、あるいは講師と交渉するということが結構難しいところがございますので、中央講師を呼ぶ場合に、専門としている株式会社ぎょうせい、あるいは、第一法規等を使っていわゆる講師の派遣業務を委託する、講師の手配、送迎旅費、あるいは講演テーマの調整等を行っていただくということで、今回、39万6,000円を新たに委託料の中で盛り込んだところでございます。

13節、使用料及び賃借料につきましては、2万5,000円減の174万7,000円を計上してございます。

18節、負担金補助及び交付金につきましては、昨年と同規模の440万8,000円を計上したところでございます。主なものは政務活動費330万円が主なものとなってございます。

以上で令和2年度の議会費の当初予算についての説明にいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（古舘章秀君） 説明が終わりました。この件について、何か質問があれば挙手願います。田中尚君。

○20番（田中尚君） これは何ぼだ、ええと4節ではありませんね、2節、給料。ここがちょっと6人ということで、私の記憶では職員の定数は現在の職員のままなんです、結果的には給料が減っているというこは、どういうふうに理解すればよろしいのかってということで、従来の議会での議論の経過を振り返りますとですね、賃金の安い職員と置きかえたということで、マイナスになるケースもあるんですが、今回もそれを見込んだ内容というふうに理解しているのかどうか伺います。

○議長（古舘章秀君） 菊地事務局長。

○議会事務局長（菊地俊二君） 令和元年度もそうなんです、前年度の職員がそのままいたことで予算計上します。予算計上の段階では。それから人事異動があるものですから、人事異動によっては、給料の高い方、安い方というのが出てまいりますので、最終的には調整になるということで、今現在の6名の職員で当初予算については給料費が計上されているということになります。

○議長（古舘章秀君） 田中尚君。

○20番（田中尚君） 職員のベースアップについてはですね、毎年度12月の議会で予算計上しているというふう

に記憶してるんですが、その前提となるのは人事院勧告に基づく給料実施という、こういう流れできていると思いますが、そういうわけで、あくまでも年度当初はそういうふうな実態が反映しないというふうな意味で今、お答えを伺ってるんですが。それにしても、もう既に給料は上がってるはずでありますから、マイナスっていうのは私は、ちょっと考えられないんですがね。そこはどのように理解したらいいんでしょうか。しかも去年よりも減ってるってことでしょう。その辺の関連で。

○議長（古舘章秀君） 菊地事務局長。

○議会事務局長（菊地俊二君） はい、先ほど説明はちょっとあれだったのか、いわゆる令和元年度の当初予算2,633万2,000円は、前年度の30年度の職員のもとに計上するものですから、どうしても人事異動が伴えば、当然変わってくるということで、当然人事院勧告を踏まえ、前回の人事院勧告を踏まえたもので、今現在想定できる人件費を令和2年度分として計上しているということでございます。

○議長（古舘章秀君） 田中尚君。

○20番（田中尚君） はい、簡単に言いますと、職員の賃金低下はないというふうなことで理解をしたいと思います。局長の答弁はそういうことであります。

1節の報酬の部分でありますけれども、ここはですね、増減なしということで、実は今期の議員定数が28から22。6人減らしたということで、当時の議論を振り返りますと、やっぱり次の選挙を展望したときに、議員歳費の問題について議論した経緯がございます。なおかつ昨年の10月には、消費税が10%に上がってるということを考えますと、この問題についてはね、やっぱり前年と同じということは、議員の実質購買力がマイナスの予算だというふうには私は理解をするんですよ。消費税の増税分ですね。したがって、それはちょっとあんまりがいじゃないのかなと、率直にそういう気持ちします。なおかつ定数6人減らす中で、議員歳費の報酬引き上げましようっていう、過去の議論の経過を考えるとですね、一体それはどこに行ってるんだと。どこで議論するんだという点では、議員歳費の引き上げに反対した共産党が言うのもなんですが、宮古市の今の議員歳費は平成の大合併以来のですよ、なおかつそのときに切り下げしてるんですよ。平成17年、あれからうん十年前は綾小路きみまろのセリフですけども、そういうことを考えるとですね、ここはちょっとやっぱり、しかるべき適切な対処を求めたいということにとどめたいと思います。

○議長（古舘章秀君） そのほかに何かございませんか。落合久三君。

○16番（落合久三） ええと、2節の今の職員給料6人分ですが、この数字は人が変わればもちろん変わるわけですが、事務局長にお聞きします。

こう、見ていてもすごく忙しいですよ、議会事務局の職員。どうかすれば土曜日も、日曜日も稼いでると。もちろんそれは議会開会中を中心にしたことかもしれませんが、私は相当稼ぎ過ぎでないのかなと。別な言葉で言えば、何とか政務関係の職員を1人ぐらいふやしたほうが、より充実した議会活動をサポートできる、そういうふうになんぞ思っているんですが。

手当の方、3節の方で時間外が260万、これは前年の当初も260万、同じ数字になっているんですが、この1年間やってきて、来年度の予算を編成するに当たって、6名体制っていうものの適否。そういうものは基本的にはどういうふうに局長は考えているのかという、評価めいたことも含めてちょっと聞いておいた方がいいなと思ったのでお聞きします。

○議長（古舘章秀君） 菊地事務局長。

○議会事務局長（菊地俊二君） はい、人事のことでございますので、私のほうから言える部分は今の事実上の部

分ということになるかと思いますが、たしかに通年議会ということになりましたし、それぞれ各常任委員会が活発に活動を展開をさせていただいている。いわゆる政策提言に結びつける活動ということで、それぞれの常任委員会の開催回数も多くなってございますし、あるいは当局のほうから提案される内容について、合同の常任委員会でありますとか、そういうのもやっぱり、年間を通じますと議会活動自体が実質、ふえているということになろうかと思います。当然、各常任委員会の活動が活発になれば、それぞれの会議録等の調整、資料の準備、当局との打ち合わせ等々、当然に事務局への負担も多くなってきているのが実態であろうと思ってございます。

そういう中でできるだけ事務局内では、業務の平準化をするなり、相互の応援体制を築くなりということで、今現在、頑張っているところでございます。そのことについては議長のほうも、それぞれ考慮をさせていただいているところかと思っておりますが、直接、私も人事の当然ヒアリングがございますので、今の事務局の状況につきましては、当局人事担当、総務部長のほうには伝えておりますけれども、やはり全体の職員定数の中で、どのように考えるかという部分があるかと思っています。

あとは任命権は議長でございますので、議長のほうから当局のほうにそれなりの発言をさせていただいているのかどうかにつきましては、若干、議長のほうからお願いできればと思います。

○議長（古舘章秀君） 落合久三君。

○16番（落合久三） 今、事務局長が来る、けっこう詳細に説明していただいたとおりでと思います。

やっぱり通年議会になってというのが従来と違う点ですね。土曜日も、日曜日も稼いでるようだというのは、単にぽっとそうだっていう、私はそういう認識ではないんです。ほぼ毎月のように、そういうふうになっているように思ったので聞いたんですが、これは極めて議長の評価、議長の判断にもかかわると思うので、私は端的に言えば、1人ふやすべきだというふうにずっと思っていたので、現時点での議長の判断はどうかというのを聞いておきたいと思います。

○議長（古舘章秀君） はい。大変、皆さん心配しているとおり、私も職員の労働時間については、大変憂慮しているところでございます。そういった観点から市長部局の方には、増員の要請をしております。っていうのは、通年議会が始まり、今、局長がお話したように、いろいろな部分の議員活動の活発化によりまして、事務局体制も大変になってきたという。調査する部分が非常に厳しいという状況の中で、現在、増員の申し出はしているところでございます。以上でございます。

はい、田中尚君。

○20番（田中尚君） 今の議論に関連して発言したいと思いますけれども、一方において宮古市は、定員管理法に基づきまして、議長が職員上要望してもですね、それぞれのやっぱり各部局の職員の割り当て配置というのは、やっぱり総務課、総務部が中心に、言葉は悪いですけども管理しているものというふうに思っております。

そうした状況のもとで以前の議会、合併前なのだと思うんですが、今の議会事務局の職員の中に運転職の専門職員を置くことについてですね、議論した経緯がございまして。どういう議論をしたかといいますと、やっぱり運転職専門職員の方につきましては、財政部局の方で一元管理をして、その都度、議会活動の公用車の運転だとか、そういう形にしてですよ、その分やっぱり事務的な対応ができるような職員を充足すべきだというのは過去の議会の結論でありました。今見ますと、あのときの議論がどこに行っただろうかなという思いが一方でしております。他方、運転職の専門職員の方もできるだけお話を伺いますと、事務的な作業についても、手伝い程度に作業はしていると伺っておりますけれども、これはですねやっぱり、専門職から考えたときにする

とですね、ちょっとやっぱり今の配置の中でどうするのかっていうことも含めて、過去にはそういう合意を得た時期もありますので、これはですねやっぱり、議長に任命権があるということで局長がおっしゃいました。

したがいまして私の理解は、事務局職員の人事はすぐれて議長にあるっていうふうに私は理解するんです。つまり任命権がそうである以上は、局長にここは確認なんです、私のそういう理解でいいのかどうなのか、議長の任命権というのは、どういうふうな形でどの程度まで、議長の意向が宮古市の職員人事に保証とといいますか、反映されるのかですね、参考までにご解説をお願いしたいと思います。

○議長（古舘章秀君） 菊地事務局長。

○議会事務局長（菊地俊二君） はい、議会として職員を採用をしてございません。いわゆる東京都みたいに大きなところは、当然議会で職員を採用するということになりますので、そうなれば議長がそれぞれの職員を人事でうまく回すというのはあるかと思いますが、実際的には市の場合については、市のほうで職員採用をして、議会のほうへ出向させるということになりますので、議長に任命権があると言っても、誰々を議会事務局にというのは、正直そこは難しいところだろうなと思います。あとは当局、市長と議長の間でその辺のやりとりをしていただいていたのが、今までの実情ではないかなと思います。

運転技師の関係について、いわゆる議長車が配置されてございます。いわゆる議長の公務というのが、結構の数ございますので、それに対応するという部分で、議会事務局のほうに技師兼事務の部分については、いわゆるホームページ等の作成でありますとか、そういうお願いになっている部分がございますので、その以前その議論があったというのは私、承知してございませんが、今の段階では今の体制の方がスムーズに議会事務は運営できるのではないかなというふうに考えております。

○議長（古舘章秀君） 田中尚君。

○20番（田中尚君） 今年度の議会事務局職員の給料は、2,633万2,000円ということで説明をいただいております。先ほどの局長の解説によりますと、東京と違って宮古市には議会事務局職員としての採用はない。だったら採用したらいいんじゃないですか。つまりその財源は、我々議会の定数を6人減らしている。それは金額にしたら十分ですよ。議会枠で事務局職員の採用も可能だということを私は指摘をして終わります。

○議長（古舘章秀君） 長門孝則君。

○14番（長門孝則君） 今の関連で議長に要望したいんですけども、職員の一名増を私も前から要望はしてるんですけども。特にですね、私は法規の専門の職員をほしいなと思います。これから議会でも政策立案、それから議会発議で条例制定、そういう方向になって、来ると思います。現在はですね、条例についても当局の行政担当の方に伺うというような状況なんですよ。やっぱりそれは筋が違うんだと思います。やっぱり条例制定についても、議会の専門の職員が配置されて、そこで条文なんかを議論する、審査をするということでない、条例制定について当局の法規専門の職員の意見を伺うというのは、やっぱりこれはまずいんじゃないかな。そういうふうに考えてます。他市の議会事務局職員でも、結構法規の専門の職員が配置されている市が多いと聞いておりますので、ぜひですね、そういう法規に明るい専門の職員を増員を図ってほしいと、そういうふうに議長のほうには要望したいと、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘章秀君） 要望として受けとめて、ほかにございませんでしょうか。なければ、この件については、これで終わりたいと思います。

○

(3) その他

○議長（古舘章秀君） 事務局より連絡があります。

前川主査。

○議会事務局主査（前川克寿君） はい、お疲れさまです。それでは事務局のほうから一つお知らせというか、資料配布と、それについての簡単な説明をしたいと思います。

今お配りしているのが、先日、全国市議長会の事務局職員研修に行ってまいりました。そこで何項目か受講してきたんですけれども、政務活動費の適正支出についてということで、専門の弁護士の方の講義がありまして、その中で聞いてきたことを、2月、3月、政務活動費の報告の時期でございますので、適正な報告と、政務活動費についても今後も適正な取り扱いをお願いいたしますということで、要点のみかいつまんで、長くならないように説明をさせていただきたいと思います。

それでは表紙をめくって1ページ、1ページというかすみません、通しの資料でしたので、1から始まらないで18から始まるんですけれども、18ページのところをごらんください。こちら講師ですけれども、佐々木基彰弁護士ということで、今、弁護士登録をしていましたけれども、今、岡山市で弁護士会の副会長をやってらっしゃるということで、岡山市で政務活動費に関する訴訟に携わっている講師の方でした。

資料をめくっていただきまして、すいません政務活動費のこれ改正とか趣旨、ここの辺の目的等に関しましては後でごらんください。

飛ばします。21ページをごらんください。左上の番号5ですけれども、岡山市議会の政務活動費における判決内容ということで書いております。岡山市の方がですね、平成19年度28年度のうちの近年分になってますけれど、22年度から市民の団体による訴訟が毎年々々行われていまして、請求額が最初に3,300万からずらずらっと行きまして、28年度1,300万まで係争中という。要は政務活動費の適正支出がなされていないのではないかとということで、市民オンブズマンより用途に関しての違法を訴えられている状態だということで、これに関して佐々木弁護士が弁護してきたと。その法廷での判例をもとに解説をしますということでした。だんだんにこれ左に請求額、右に認定額とあって、認定額というのは要は違法であるという認定がされた額なんですけれども、年々下がってはきています。判例をもとにして、用途を改めたりとか報告の仕方を改めたりとかということで、だんだん下がってはきているようですけれども、現在も係争中のものもあるということです。

何点か佐々木弁護士の方から要点・ポイントの指摘がありました。まずその下のですね、左上の番号6のところですが、表とされた内容で大きいものですね、額が大きくなりがちなものということで、注意点ひとつ、広報費は気をつけてくださいというお話がありました。

広報紙というのは市政報告紙等ですね、活動報告みたいなものなんですけれども。こちらのほうは、これを配布するのに岡山市ちょっと大きい市なので、宮古市にすぐに当てはめて適切かなあというところはあるんですけれども、要は印刷の費用、それを封筒等に詰める費用、そして、三つ目にそれを郵送する費用ということで、市民の方のお手元に届くまでに何段階かお金がかかる場合があって、それをある一定の広いエリアに配ったりとか、全市に配ったりすると非常にお金がかかると。それが一旦違法と認定されてしまうと、それを返還してくださいだとかということで大きな認定額になってしまうということで、広報活動に関してはちょっと気をつけてくださいというお話がありました。5番の上の認定額、初年度の22年度の3,300万請求されたうち認定額640万というのは、ここに関しても広報に関するが多かったということだそうです。

それで広報紙の認定の基準なんですけれども、裁判になると大体ですね、7ページですけれども、下にすい

ません私のメモ書きでバツ、マル、三角というのがありますけれども。大體裁判所が判断を下すのは全て違法であるという判断か、問題がないものであるという判断か、あるいは違法な部分も適法な部分もあるので半々とするということで半額返還みたいところで、この3点のいずれかに決着することが多いというお話でした。例えば7割返してくださいとか、3割返してくださいみたいな、細かな判断がされることはなかなか少なくなくて、バツか三角かマルかということだそうです。

8番のところで市政広報紙の内容として適しているものは①から④のようなものです。議会の報告、調査研究報告、市政に関する報告、政策に関する報告、課題に関する提言なそうです。めくりまして23ページ。では一方気をつけていただきたい、適しているとはなかなか言えないものってということで、そこに1から7までございます。例えば大きい顔写真であるとか大きい名前、要はPRととられかねないような極度に大きな名前とか顔写真というのは、ちょっと気をつけてくださいよと。あるいはプロフィールであるとか、選挙公約、抽象的な政策提言、あるいは5番、選挙直前における議員活動のまとめということで、まだ宮古市改選期ではございませんけれども、改選期の直前に4年間の活動のまとめみたいなことで、今までやってきたことをずらずらと列挙してPRにするというようなことも、裁判で争った場合には、これは政策・活動を知らせたものではなくて、選挙のPRであるという捉え方をする判例もあるようです。6が後援会活動、7がコーヒーブレイク的なものってということで、コーヒーブレイクというか、近況報告とか時事的なお話。

ただ、注意していただきたいのは、この1から7が載っていれば直ちにバツですということではないです。要は完全に適法な市政活動報告紙というものは、佐々木弁護士はないと言っていました。要は割合であると。これが載っていたから直ちにバツではなくて、その下のまとめに書いていますけれども、上記の1から7の合計を紙面の全体の3分の1から4分の1程度に押抑えていけば、裁判で闘ったとしても、適法であるという認定がおりているというところが私の実感ですというのが弁護士さんのお話でした。要は、こういった1から7を全部占めていた。4分の3が例えば、顔写真であったり名前であったり、PR的なものだとちょっとまずいですよと。なので1から7を載せるとしても、載せることはあるでしょうと。こういった1から7みたいなことを載せることはもちろんありうると思います。コーヒーブレイク的な近況記事が載ることもあると思いますけれども、そういったものがひっくるめて、紙面の面積でいえば紙面の3分の1、4分の1を超えないように配置してください、写真も小さ目にしてください、そういったものを政務活動、政策の活動報告にはそういったふうに紙面の割り振りをしてくださいというお話でした。

そして次ですね。11番・12番に関しては、広報費とかあとはファクス複合機リース、人件費、事務用品、茶菓子代などがありますけれども、これは岡山市のほうで政務活動費をですね、会派に支給をしており、会派で人を雇う場合もあるということで、こういったところの例が書いてあります。ただ、なかなかですね、宮古市は個人に出しておりますので、年間15万の中で人を雇ったりというところは、もしかしたらちょっと難しいのかなと思います。もしそういう使い方をするとしても、明瞭に、例えばある時期、この時間、何かの業務をしていたくために雇いましたみたいな形になるのではないですかというのが、弁護士の講師の方のお話でした。

次の次のページまで飛びます。26ページをごらんください。26ページ、ここでは海外視察費としていますけれども、視察一般に関する話としてお聞きください。視察について裁判で争われた場合、裁判官が判断するに当たって、やっぱりこうポイントが幾つかありますと講師の方がおっしゃっていた中で、ここに①から④まで書いていますけれども、①が必要性、なぜそこに行くのかということ、それが問題となる。二つ目、相当性、要は費用。コストをかけていくだけの費用の対効果というのが実際あったのかという、目的を達成したのかとい

うところを見られるということです。三つ目、内容の充実性、要は目的を達成するのに、行くのはいいと、あとは目的を達成する、視察をするのはよろしいけれども、例えば2時間3時間視察をしますというのはいいですけれども、その間行って帰ってくるまでの間に、実はここに空白の時間があるとか、そういったような非効率な回り方などをしていないかということも見られるということだそうです。なので裁判所というかのほうから、裁判係争にかかって例えば旅行会社などを使っていた場合に、そちらに日程の照会などをされた事例もあるということです。

あと報告書の作成、これはもちろんお願いいたしますということです。また、次のページ以降に飛びます。大分飛びますけれども、29ページですね。領収書についてというところです。ちょっとここを私の説明なしに、おうち等々に帰ってからですね、さらっと見て、ここの押印のない領収書が問題ないだとか、領収書がなくても他の資料から明らかであればそれでも可というところが書かれていますけれども、これあくまで裁判まで進んでしまったときに、いろんな証拠を出し合って、違法か適法か認定する場合に、領収書がなくても大丈夫だった例もありますよという、極端まで突き詰めればという話でございます。ですので、ふだんから領収書をつけてなくても大丈夫ですよとか、そういったことにはならないということで、宮古市にも政務活動費の支出に関する条例がありますので、そこでは条例の中では領収書をつけて報告書を提出しますと、文章で書かれていますので、この領収書の取り扱いについては今後も変わらず今までと同じで、やはりどこから何を、どこに何を支払ったかっていう1番の証拠は領収書になりますので、領収書の添付というのは変わらずお願いしたいところです。証明にかかる1番のものは、領収書ということです。ただ、裁判で極限まで争った場合に、それを証明できたときに、領収書なしでも関連資料で証明できたときに、大丈夫であったという例はありますというお話です、ここは。

それで最後です。注意点というかですね、ここに書かれていないところではあるんですけども、事務局のほうからお願いをしたい点といたしましてはですね、これからですけども、今年度分の視察に関して報告書までを公開することになっております。ですので、今までのような収支だけではなくて、行ってきたという報告がホームページに載ることになります。そうすると、先ほどまで言ったようなコストの面であるとか、こういうことを行ってやってきたのかというのが、市民の目により触れるようになると思います。

あるいは報告書の公開もそうですし、もう2点目といたしましては議会モニター制度というのが4月から始まります。こうなったときにモニターの方々の目も、市議会の活動に入ることになります。直接的にですね、政務活動費がモニターの方からのご指摘等があるかはまだわかりませんが、透明性を高めていく、市民の目線を入れていくということで、議会の活動はますます市民の方に理解を得られる、説明ができるような活動を求められていくと思いますので、政務活動費につきましても、適正な支出、適正な報告というところを、今後お願いしたいと思います。

あと参考ですけども、市議長のホームページにですね、政務活動費に関するQ&Aというものがホームページにも載っているようですし、あと議会図書室にもQ&Aを冊子にしたものを備えてつけてあります。あと参考文献といたしまして、図書も政務活動に関するものは購入しておりますので、ちょっと確かめたいなとか、勉強したいなというときには、そういったことを、資料を見たいんだけどということで事務局にお話しいただければ、それを提供したりであるとか、わかるものに関しては事務局職員がご助言したりということができると思いますので、今後とも、宮古市議会の政務活動費の支出に関しては、適正なものをよろしくお願いしたいというところです。あと詳しいところ、きょう端折った部分に関しては資料を後でお読みください。

研修報告でした。よろしくお願いいたします。

○議長（古舘章秀君） この件についてご質問があれば挙手願います。松本尚美君。

○17番（松本尚美君） はい、1点だけなんですけれども、これは市政報告いわゆる報告書ですね。これは過去にいろいろ議論があつてちょっと別な観点で議論があつたと思うんですが、政治活動と議員活動という部分だったと思うんですけれども、基本的に一定時期ですね、一定期間というのかな、いわゆる凍結すると。認めないという時期があつて、それを開放っていうか、使えるようにしたという流れなんだろうと思うんですね私の記憶の中では。

この、選挙に近くなるとですね、こういった政務調査費でもって資料、要するにPR資料といいますかね、そういった広報紙と言いつつも、後援会活動の部分で紛らわしい使い方をするケースがね、ありうると思われます。割合とかっていう今、話でしたけれども、全体の紙面の割合が3割とかっていう話なんですけれども。これは基本的に私はやっぱり認めない方が、それぞれ議員のリスクがなくなるんじゃないのかなというふうに思われますんで、これは議長ということではないかもしれませんが。議運さんで議論することかもしれませんが、ぜひ市政報告書、報告書にかかわる部分のですね、やはり私は意見とすれば、認めないということにしたほうがいいのではないかと。

これから視察等々について領収書を含めてですね、さらにオープンにしていってということですが、過去の部分はオープンになってないんですね。だからこれオンブズマンにかかわらず、市民が今まで、宮古市の議員個々のですね、政務活動費、またさかのぼれば古い話になりますけれども、そこまでさかのぼらないにしてもですね、やっぱり申請があれば、情報提供といいますかね、開示請求があれば云々ではなくて、やっぱり過去にさかのぼってオープンにするってということもね、考えれば、もう用途を限定したほうがいいというふうに思うんですが。

これは議長に求めることではないと思うんですけれども、ぜひ議運でですね議論していただきたい。そして廃止ということにつながればいいかなというふうに思います。以上ですどうでしょう。

○議長（古舘章秀君） 意見としてお伺いし、今後については、対応を検討してまいりたいと、このように思っております。

田中尚君。

○20番（田中尚君） 大変、前川さんのほうからは政務調査費のあり方について、研修の成果を説明していただきました。ありがとうございます。

そこで私なりにですね、ああそうかやっぱりアバウトな部分もあるんだなっていうふうなことも1面ありますよというふうに理解したんですが、そこで、こっから先はジョークですけどもね。大きな顔写真はだめだ、じゃあ小顔はいいのかということも出てきますよっていうことで、ちょっとジョークですけども。終わります。

○議長（古舘章秀君） そのほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶもの多数〕

○議長（古舘章秀君） なければ、この件についてはこれで終わります。

議長から一般質問の通告に当たって、一言申し上げさせていただきます。

3月定例会議の初日に、市長から経営方針が、教育教育長からは教育行政方針がそれぞれ示されます。議会運営についての了解事項によりまして、3月定例会議における一般質問の通告締め切りは、経営方針及び教育行政方針が示されたあととなっております。了解事項の趣旨にのっとり、一般質問の通告に当たっては、経営

方針及び教育行政方針の内容に即した質問となるよう、お願いしたいと思います。

そのほか、皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶもの多数〕

○議長（古舘章秀君） なければこれをもって議員全員協議会を閉会します。大変ご苦労さまです。

午前10時52分 閉会

○

宮古市議会議長 古 舘 章 秀